

# セーフティネット保証5号の指定業種の追加

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和4年1月21日～令和4年3月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。

※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	指定業種名
1	0621	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)
2	0651	木造建築工事業
3	0661	建築リフォーム工事業
4	0712	型枠大工工事業
5	0732	鉄筋工事業
6	0771	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
7	0772	道路標示・区画線工事業
8	0781	床工事業
9	0782	内装工事業
10	0799	他に分類されない職別工事業
11	0821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
12	0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
13	0823	信号装置工事業

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、公序良俗の観点から問題がないものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第5項に規定する営業は除く。